

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月31日まで有効)			

交規第173号  
令和6年7月4日

地域課長殿  
各警察署長

青森県警察本部長

### 踏切事故防止対策における留意事項について

踏切事故防止対策については「第11次交通安全基本計画」、「踏切事故防止対策における留意事項について」(平成31年4月17日付け交規第40号。以下「旧通達」という。)等に基づき、長年にわたり取り組んできた結果、一定の成果を上げているところであるが、踏切事故は一たび発生すれば多数の死傷者を生じるなど重大な結果をもたらす可能性が高いことから、下記の事項に留意しつつ、引き続き実効性のある踏切事故防止対策を推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

#### 1 踏切道における適正な交通規制の推進等

踏切道においては、

- 自動車、歩行者の交通実態
- 幅員、見通し等踏切道及び接続する道路の構造
- 踏切保安設備の整備状況（遮断機、警報装置の有無等）
- 迂回路の有無、迂回路の構造や交通実態

等を勘案し、必要に応じて自動車通行止め、一方通行等の交通規制を適正に実施すること。

これらの交通規制はすべて公安委員会が、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、同法第8条第1項の道路標識等を設置して行う。また、交通規制を実施する場合はもとより、交通規制の実効性の確保を目的として杭等を設ける場合は、鉄道事業者、道路管理者との十分な連携を図ること。

#### 2 鉄道事業者、道路管理者等との緊密な連携

踏切道は、車両の通行の用に供する道路であると同時に、鉄道事業者における軌道敷であることから、踏切道における事故防止対策については、鉄道事業者、道路管理者等と問題点等を共有した上で、意思の疎通を図りつつ対策案の検討を行っていくなど、緊密に連携すること。

また、知事部局や道路管理者が主催する踏切道改善促進協議会や踏切道調整連絡会議等に積極的に参画し、情報共有を図るなど、平素から鉄道事業者、道路管理者等関係機関・団体と良好な関係を構築すること。

担当 交通規制課規制第一係